



平成21年 2月13日

各 位

東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長 一瀬 邦夫
(コード番号: 3053)

問い合わせ先 取締役 経営企画室長 青木 一夫
電話番号 03 (3829) 3210

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年3月26日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の明確化を図るとともに、将来の事業展開に備えるため、現行定款第2条につきまして、事業目的の一部を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ③ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成21年3月26日(木)
定款変更の効力発生日	平成21年3月26日(木)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (省略) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (省略) 7. 食器類の開発、販売、リース、レンタル 8. ～23. (省略) 第3条～第6条 (省略) (株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第8条 (省略) 2 (省略) 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第9条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (省略) 第11条～第49条 (省略)	第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) 7. 食器類の開発、 <u>製造</u> 、販売、リース、レンタル 8. ～23. (現行どおり) 第3条～第6条 (現行どおり) (削除) (株主名簿管理人) 第7条 (省略) 2. (省略) (削除) (株式取扱規程) 第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いおよび手数料、 <u>株主の権利行使に際しての手續等</u> については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) 第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (省略) 第10条～第48条 (現行どおり)